

平成 27 年 9 月 4 日

各 位

佐賀西信用組合  
理事長 栢森 久

不祥事件の発生について

このたび、誠に遺憾ながら当組合において下記の不祥事件が発生いたしました。信用を第一とする金融機関におきまして、このような不祥事件を発生させ、日頃から当組合を信頼し、お取引をいただいております組合員の皆様、地域の皆様および関係するすべての皆様に、多大なご迷惑とご心配をお掛けすることとなり、誠に申し訳なく心より深くお詫び申し上げます。

記

1. 事件の概要

事件の内容	元職員は、お客様から集金した定期積金の掛け金及び普通預金を着服・流用し、遊興費や借入金返済などに充てていました。
事 故 者	渉外担当元職員（男性 27 歳）
発 覚 日	平成 27 年 7 月 7 日（火）
発覚の経緯	お客様から問い合わせがあり、内部調査の結果、判明いたしました。
発 生 店 舗	太良支店
発 生 期 間	平成 27 年 5 月 12 日 ～ 平成 27 年 7 月 7 日
被 害 者	太良支店のお客様
事 故 金 額 (累計事故金額)	200,000 円 (1,126,000 円)
実 損 額	なし (被害額 200,000 円は事故者の親族より全額弁済されています。)

2. 被害に遭われたお客様への対応

被害に遭われたお客様へは、事実関係をご説明するとともに、深くお詫び申し上げます。

3. 関係機関への届出等

事件発覚後、法令等に基づき監督官庁および関係機関等へ報告、届出を行いました。

4. 関係者の処分

事故者は、就業規則に基づき平成 27 年 8 月 10 日付で懲戒解雇処分としました。

また、関係職員についても、就業規則に基づき厳正に処分しました。

なお、被害額は全額弁済されており、懲戒処分による社会的制裁も受けていることから刑事告訴はいたしません。

5. 再発防止策

当組合は、法令等遵守を経営の最重要課題の一つと位置づけ、法令等遵守態勢の確立に取り組んでまいりましたが、今回の不祥事件を厳粛に受け止め、こうした事態が

二度と発生しないよう再発防止策を徹底し、内部管理態勢の更なる充実・強化を図り、  
役職員一丸となって皆様からの信頼回復に向けて全力で取り組んでまいります。

6. 本件に関するお問い合わせ

担当部署 : 法務部 (稲富)

電話番号 : 0954-63-2411 (内線 63)

受付時間 : 午前 9 時から午後 5 時まで (土・日・祝祭日を除く)

以 上